

2022年度（2023年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 及 び 預 貯 金	8,997	保 険 契 約 準 備 金	37,636
預 貯 金	8,997	支 払 備 金	2,234
買 入 金 銭 債 権	3,837	責 任 準 備 金	35,402
有 価 証 券	25,160	代 理 店 借	562
社 債	14,742	再 保 険 借	2,236
株 式	205	そ の 他 負 債	2,195
外 国 証 券	6,454	未 払 法 人 税 等	13
そ の 他 の 証 券	3,758	未 払 金	542
貸 付 金	777	未 払 費 用	1,504
一 般 貸 付	777	預 り 金	94
有 形 固 定 資 産	235	リ ー ス 債 務	1
建 物	71	資 産 除 去 債 務	20
リ ー ス 資 産	1	仮 受 金	18
建 設 仮 勘 定	1	退 職 給 付 引 当 金	1,026
その他の有形固定資産	161	価 格 変 動 準 備 金	79
無 形 固 定 資 産	5,973		
ソ フ ト ウ ェ ア	5,972	負債の部合計	43,737
その他の無形固定資産	0	（ 純 資 産 の 部 ）	
再 保 険 貸	7,804	資 本 金	7,500
そ の 他 資 産	3,694	資 本 剰 余 金	3,182
未 収 金	2,806	資 本 準 備 金	2,540
前 払 費 用	699	そ の 他 資 本 剰 余 金	642
未 収 収 益	147	利 益 剰 余 金	4,489
預 託 金	34	利 益 準 備 金	14
仮 払 金	3	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,475
そ の 他 の 資 産	3	繰 越 利 益 剰 余 金	4,475
繰 延 税 金 資 産	1,776	株 主 資 本 合 計	15,172
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△652
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△652
		純資産の部合計	14,520
資産の部合計	58,257	負債及び純資産の部合計	58,257

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、その他有価証券については、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）によっております。子会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社が発行する株式をいう）については原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

- ・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

(3) 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

- ・ソフトウェア

利用可能期間に基づく定額法によっております。

- ・その他の無形固定資産

利用可能期間に基づく定額法によっております。

(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産は、決算日の為替相場により円換算しております。外貨建その他有価証券の換算差額は、為替による影響も含めてその他有価証券評価差額金として処理しております。

(5) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に見積った回収不能額及び貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に則り、所管部署及び当該部署から独立した部署が査定を行い、その査定結果に基づいて引当を行っております。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。当社は退職一時金制度の改定により、2014年6月1日時点で在職する支給対象者について、支給額を確定し、退職時に支給するものとしております。

なお、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第2号）」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

2019年4月1日より新たな退職給付制度を採用しております。その退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は次の通りです。

退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準

数理計算上の差異の処理年数 5年

また、2022年4月1日より子会社化に伴う転籍者の退職給付制度を引き継いでおります。当該退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しております。

さらに、2022年4月より執行役員に対し退職給付引当金を積み立てております。当該退職給付引当金は内規により積み立てられるもので、2019年度分より支給月額総額に役位ごとに定めた率を乗じた額を計上しております。

(6) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(7) 収益の計上方法

当社は他の保険会社と保険募集の委託及び再委託に関する契約を締結しており、保険契約の締結代理業務及び事務の代行業務を行っております。これらの業務が発生した時点又は発生した期間において、他の保険会社が保険契約に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、保険契約の締結代理業務及び事務の代行業務が発生した時点又は発生した期間に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

(9) 責任準備金

期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

(10)既発生未報告支払準備金の特別な積立方法

既発生未報告支払準備金（まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。）については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）の入院給付金等の支払対象を当事業年度中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「IBNR告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払準備金積立所要額及び保険金等の支払額から、重症化リスクの高い方（以下「4類型」）以外のみなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。また、診断日が2022年9月25日以前の4類型以外のみなし入院に係る額を推計するために用いた4類型のみなし入院に係る額は、診断日が2022年9月26日以降の4類型に係る累計支払件数と4タイプの1つである65歳以上の方のみなし入院に係る累計支払件数の比率に診断日が2022年9月25日以前である65歳以上の方のみなし入院に係る額を乗じて推計しております。

(11)保険料等収入（再保険収入を除く）

保険料等収入（再保険収入を除く）は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料等収入（再保険収入を除く）のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

(12)保険金等支払金（再保険料を除く）

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払準備金を積み立てております。

(13)グループ通算制度の適用

楽天グループ株式会社を連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。なお、2023年1月1日よりグループ通算制度に移行しております。

2. 会計上の見積りに関する事項

(1)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の財務諸表に計上した金額 1,776百万円

②その他の情報

a. 算出方法

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

b. 主要な仮定及び翌事業年度の財務諸表に与える影響等

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)責任準備金

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

責任準備金…35,402百万円

責任準備金繰入額…3,754百万円

②その他の情報

a. 算出方法

「1. 会計方針に関する事項（9）責任準備金」に記載のとおりであります。

b. 主要な仮定及び翌事業年度の財務諸表に与える影響等

保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定利率等）が直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障をきたすおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

3. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の状況に関する事項

①資産運用方針

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用については、安全性を第一義とし、流動性と収益性に留意しつつ、負債特性を考慮した健全な運用資産ポートフォリオの構築を図り、中・長期的に安定的な収益を確保することを基本的な方針としております。

②運用資産の内容及びそのリスク

資産運用方針に基づき、具体的には預貯金、買入金銭債権、有価証券、貸付金により資産運用を行っております。買入金銭債権は、国内のクレジットカードローン及び住宅ローン等を裏付資産とする証券化商品に投資しております。有

価証券は、その他有価証券として、社債、外国証券、不動産投資信託に投資しております。

これらの買入金銭債権、有価証券は主なリスクとして、市場リスク及び信用リスクに晒されております。また、貸付金、再保険貸及び未収金については信用リスクに晒されております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

③リスク管理体制

資産運用リスク管理規程に従い、市場リスクについては、金利変動等に対する健全性指標(ソルベンシー・マージン比率)の影響の程度を定期的に測定することにより管理しております。信用リスクについては、保有する買入金銭債権及び有価証券を信用格付け別に分類し、保有状況を定期的に把握することにより管理しております。また、貸付金、再保険貸及び未収金の信用リスクについては、自己査定実施時に相手先の信用調査を行い、リスクを確認しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：百万円)

	貸借 対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	8,997	8,997	-
(2)買入金銭債権	3,837	3,837	-
(3)有価証券	24,955	24,955	-
その他有価証券	24,955	24,955	-
(4)貸付金	777	777	-
(5)再保険貸	7,804	7,804	-
(6)未収金	2,806	2,806	-
資産計	49,178	49,178	-
(1)再保険借	2,236	2,236	-
負債計	2,236	2,236	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預貯金、(4)貸付金、(5)再保険貸、(6)未収金

時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)買入金銭債権、(3)有価証券

3月末日の市場価格等によっております。

負債

(1)再保険借

時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項

・その他有価証券

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借 対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えるもの	買入金銭債権	1,452	1,494	41
	債券	4,797	5,280	483
	①社債	1,257	1,295	37
	②外国証券	3,539	3,985	446
	その他の証券	754	755	0
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	買入金銭債権	2,387	2,343	△44
	債券	16,472	15,915	△557
	①社債	13,972	13,447	△525
	②外国証券	2,500	2,468	△31
	その他の証券	3,631	3,003	△628
	合計	29,496	28,793	△703

有価証券の減損処理を実施し、343百万円の有価証券評価損を計上しております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年 以内	1年超 2年以 内	2年超 3年以 内	3年超 4年以 内	4年超 5年以 内	5年超
現金及び預貯金	8,997	-	-	-	-	-
買入金銭債権	157	-	-	-	-	3,682
有価証券	-	1,200	-	600	2,500	3,300
その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,200	-	600	2,500	3,300
貸付金	741	-	-	-	-	-
再保険貸	7,804	-	-	-	-	-
未収金	2,806	-	-	-	-	-
合計	20,507	1,200	-	600	2,500	6,982

(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

ア. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	3,837	3,837
有価証券	3,003	19,373	1,823	24,199
その他有価証券	3,003	19,373	1,823	24,199
社債	-	12,919	1,823	14,742
外国証券	-	6,454	-	6,454
その他	3,003	-	-	3,003
資産計	3,003	19,373	5,661	28,037

(*)一部の投資信託について、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 改正2021年6月17日）第24-9項を適用し、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託については上記表に含めておりません。

イ. 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預貯金	8,997	-	-	8,997
貸付金	-	-	777	777
再保険貸	-	-	7,804	7,804
未収金	-	-	2,806	2,806
資産計	8,997	-	11,388	20,385
再保険借	-	-	2,236	2,236
負債計	-	-	2,236	2,236

ウ. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(i)買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しております。

入手した価格に使用されたインプットには、重要な観察できないインプットを用いているためレベル3の時価に分類しております。

(ii)有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。上場リートがこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

相場価格をもって時価としている債券以外の債券は、取引金融機関から入手した価格を用いて評価しております。これらの価格は重要な観察できないインプットを用いているためレベル3の時価に分類しております。

エ. 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(i) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権		有価証券	合計
	その他有価証券		その他有価証券	
	住宅ローン 信託受益権	カード債権 信託受益権	社債	
期首残高	4,337	4,401	506	9,245
当期の損益又はその他の包括利益 損益に計上(*1)	△89 -	△5 △3	△183 △7	△278 △11
購入、売却、発行及び決済による 変動額（純額）	△409	△4,396	1,500	△3,305
レベル3の時価への振替	-	-	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-	-	-
期末残高	3,837	-	1,823	5,661
当期損益に計上した額のうち貸借対 照表において保有する金融商品の評 価損益	-	-	-	-

(*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(ii) 時価の評価プロセスの説明

当社は、経理部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しており、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(iii) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

住宅ローン信託受益権の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、倒産時の損失率及び期限前返済率であります。これらのインプットの著しい増加（減少）は、それら単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、倒産時の損失率に関して用いている仮定の同方向への変化を伴い、期限前返済率に関して用いている仮定の逆方向への変化を伴います。カード債権信託受益権の算定で用いている重要な観察できないインプットは、貸倒確率、貸倒時の損失率であります。これらのインプットの著しい増加（減少）は、それら単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。一般に、貸倒確率に関して用いている仮定の変化は、貸倒時の損失率に関して用いている仮定の同方向への変化を伴います。

(4) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 改正2021年6月17日）第24-9項を適用し、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 改正2021年6月17日）第24-9項を適用し、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については、(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項の開示を行っておりません。当該投資信託の貸借対照表における計上金額は755百万円であります。

投資信託財産が不動産である投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	その他有価証券	合計
期首残高	-	-
当期の損益又はその他の包括利益 損益に計上	0 -	0 -
購入、売却、発行及び決済による変動額 (純額)	754	754
期末残高	755	755
当期損益に計上した額のうち貸借対照表 において保有する金融商品の評価損益	-	-

4. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は651百万円であります。

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権の総額は15百万円、金銭債務の総額は306百万円であります。

6. 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の総額は3,325百万円、繰延税金負債の総額は155百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は1,393百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、繰越欠損金958百万円、危険準備金810百万円、IBNR 備金383百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は958百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額は288百万円であります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次の通りです。

(単位：百万円)

	3年以内	3年超 6年以内	6年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	20	937	-	958
評価性引当額	△20	△937	-	△958
繰延税金資産	-	-	-	-

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当社は、2023年1月1日より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方税法並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

7. 関係会社の株式は205百万円であります。

8. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は15百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は19,134百万円であります。

9. 1株当たりの純資産額は547,594円20銭であります。

10. 企業結合に関する事項(共通支配下の取引等)

(1) 企業結合の概要

当社は2022年2月21日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、楽天少額短期保険株式会社(以下、「楽天少額短期保険」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、2022年3月1日付で両社の間で株式交換契約(以下「本契約」といいます。)を締結いたしました。本株式交換は、2022年4月1日付で実施され、楽天少額短期保険は当社の株式交換完全子会社となりました。

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称 楽天少額短期保険株式会社
事業の内容 少額短期保険業

② 企業結合日

2022年4月1日

③ 企業結合の法的形式

本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会による承認を受けることなく、また楽天少額短期保険においては、2022年3月1日開催の株主総会において本契約の承認を受けた上で実施しております。本株式交換に際し、楽天少額短期保険の株主に対しては対価を交付いたしません。

④ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑤ 本株式交換の目的

当社と一体運営を図るため、楽天インシュアランスホールディングス株式会社との株式交換により、楽天少額短期保険の子会社化を図りました。これにより、下記事項の実現を目的としております。

- ・ 楽天保険グループとしてすべての人に安心と保障を提供すべく、現在の健康状態や過去の傷病歴などによって、保険に契約できない方へ向けた保険の開発、提供
- ・ 少額短期保険事業者の強みを生かして、特定の限定した分野へ機動的な保障の提供

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。これにより当社の資本剰余金の金額が205百万円増加いたしました。

(3) 取得原価の算定等に関する事項

子会社株式の取得対価 205百万円

11. 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当期末残高は5,575百万円であります。

12. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は退職一時金制度の改定により、2014年6月1日時点で在職する支給対象者について、支給額を確定し、退職時に支給するものとしております。

当社では、社員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度(非積立型)では、退職給付として、勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の制度については、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 退職給付引当金並びに退職給付費用の処理方法

① 退職給付見込み額の期間帰属方法

当社では、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込み額を当期までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

当社では、数理計算上の差異は、発生時における社員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により案分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	841 百万円
勤務費用	213 百万円
利息費用	3 百万円
数理計算上の差異の発生額	△142 百万円
退職給付の支払額	△52 百万円
その他	25 百万円
期末における退職給付債務	889 百万円

②退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	889 百万円
未認識数理計算上の差異	136 百万円
退職給付引当金	1,026 百万円

③退職給付に関連する損益

勤務費用	213 百万円
利息費用	3 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	7 百万円
その他	△17 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	207 百万円

④数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率 0.5%

2022年度 { 2022年4月1日から
2023年3月31日まで } 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	46,970
保険料等収入	45,670
保険料	34,799
再保険収入	10,870
資産運用収益	1,154
利息及び配当金等収入	675
預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	596
貸付金利息	2
その他利息配当金	77
有価証券売却益	3
有価証券償還益	461
為替差益	14
貸倒引当金戻入額	-
その他の経常収益	145
責任準備金戻入額	-
その他の経常収益	145
経常費用	46,443
保険金等支払金	20,209
保険金	3,154
給付金	10,990
解約返戻金	31
その他の返戻金	74
再保険料	5,958
責任準備金等繰入額	4,043
支払備金繰入額	289
責任準備金繰入額	3,754
資産運用費用	351
支払利息	3
有価証券売却損	-
有価証券評価損	343
貸倒引当金繰入額	0
その他の運用費用	3
事業費用	18,042
その他の経常費用	3,795
税金	1,727
減価償却費	1,763
退職給付引当金繰入額	225
その他の経常費用	79
経常利益	527
特別損失	16
固定資産等処分損	0
価格変動準備金繰入額	14
貸倒損	0
その他特別損失	0

税引前当期純利益	510
法人税及び住民税	721
法人税等調整額	△228
法人税等合計	492
当期純利益	18

注記事項

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益の総額は442百万円、費用の総額は3,959百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は国債等債券0百万円、その他の証券2百万円であります。
有価証券評価損の内訳は国債等債券343百万円であります。
3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は6百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は3,031百万円であります。
4. 1株当たり当期純利益は683円95銭であります。
5. 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額6,490百万円を含んでおります。
再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額930百万円を含んでおります。
6. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	楽天銀行(株)	なし	金融商品関連の取引	信託受益権の売却	4,396	信託受益権売却損	—
					3		
				利息の受取	36	—	—
	貸付金の実行	547	貸付金	741			

(注) 上記取引については、市場実勢を参考に、当社の資産運用方針に基づき決定しております。